

## 災害時における防災情報の取得手段等に関するアンケート調査仕様書

### 1 業務委託の名称

災害時における防災情報の取得手段等に関するアンケート調査

### 2 調査の目的

災害時における防災情報の取得手段等に係る市民の認識や行動についてのデータを収集及び分析し、市の取組に活用するため実施するもの。

### 3 契約期間

契約締結の日から令和6年11月29日（金）まで

### 4 調査の概要

#### (1) 調査方法等

- ① サンプル数 5,000件
- ② 対象範囲 市内全域 ※発注者において算出する。
- ③ 質問数 25問程度 ※ただし、想定を超える場合がある。
- ④ 調査期間 令和6年6月下旬～7月下旬
- ⑤ 配布・回収 郵送による配布及び郵送又はインターネットによる回収  
(訪問による実施は行わない。)  
※回収見込率 50%以上

#### (2) 調査内容

防災情報の入手方法や、防災行政無線の屋外スピーカー、食料や生活用品などの備蓄・非常持出品、災害時の避難など

#### (3) 調査等スケジュール

令和6年	5月中旬～	契約、調査準備開始
	6月下旬～7月下旬	調査期間
	7月下旬～	集計・分析、報告書の作成
	9月30日（月）	各集計結果及び報告書（案）の提出
	11月29日（金）	報告書の提出

## 5 業務委託の内容

### (1) 調査票及び調査依頼文の作成・印刷

- ① 調査票等は、発注者が提供する質問を基に、発注者と十分調整し作成すること。
- ② 調査票等は、イラスト等を交えるなど、親しみやすく、アンケートの回答者が見やすいように配慮したものを作成し、回収率の向上を目指すものとする。
- ③ 印刷費（調査票、調査依頼文）に係る経費は、受注者が負担する。
- ④ 配布用封筒角2は、発注者より受注者へ提供する。
- ⑤ 回収用封筒長3は、受注者負担で準備・作成する。

### (2) 調査票等の配布及び回収

- ① 郵送費（配布、回収）及び諸手続（配布、回収事務手続き）などに係る経費は、受注者が負担する。
- ② 配布用封筒の宛名ラベルは、発注者が作成し、受注者へ提供する。
- ③ 配布作業（調査票等・回収用封筒の封入、封緘、宛名ラベル貼り、発送）は、受注者が行うこと。
- ④ 回収用の封筒の表示内容は発注者と協議して作成すること。
- ⑤ 回収については、受取人払いの承認及び私書箱受領を鹿児島県東郵便局に申請し、回収用の封筒には受取人払いの承諾番号及び危機管理課の住所、あて名を印刷すること。
- ⑥ インターネットによる回収については「鹿児島県電子申請共同運営システム」で行う。回答フォームは、発注者が準備するので調査依頼文に回答先を明示すること。また、同システムにおいて回答された内容を受注者にデータで提供するので、集計・分析は受注者において行うこと。

### (3) お礼状兼督促のはがきの作成、印刷及び発送作業

- ① お礼状兼督促のはがきは、すべての調査対象者に発送する。
- ② お礼状兼督促のはがきは、受注者負担で準備・作成する。
- ③ 郵送費（配布）及び諸手続（配布事務手続き）などに係る経費は、受注者が負担する。
- ④ お礼状兼督促のはがきの宛名ラベルは、発注者が作成し、受注者へ提供する。
- ⑤ 配布作業（宛名ラベル貼り、発送）は、受注者が行うこと。
- ⑥ はがきの表示内容は発注者と協議して作成すること。

### (4) 調査票の集計、分析、報告書の作成

- ① 集計は、設問ごとの単純集計を行うほか、年齢別、災害リスク別など有意とみられる分類ごとのクロス集計、市全域と発注者が指定する地域または地区を比較した多重クロス集計を行い、指定の日までに提出すること。  
ただし、特段の事情があり、発注者が提出期限以降の日の提出を認めた場合は、この限りではない。
- ② 各調査における集計結果に基づき、その傾向について分析を行うこととし、表、グラフ等を活用した解りやすい編集を行うこと。
- ③ コメント、総括等については、発注者の指示に従い進めること。

### (5) 成果品の提出

- ① 提出するもの
  - ・ 報告書 5部（フルカラー印刷）
  - ・ 報告書等を記録した電子媒体（電子媒体の種類は発注者が指定するもの） 1式
- ② 納期限 令和6年11月29日（金）
- ③ 納入場所 危機管理課

## 6 留意点

- (1) 受注者は、本市の災害時における防災情報の各種入手手段の現状を理解し、受注者が持つ情報収集能力と知識・経験を十分に発揮し、本調査業務に臨むこと。
- (2) 受注者は、本業務遂行に当たり発注者と協議を重ね、発注者の意向を十分に加味した調査を行う必要があるため、臨機応変に対応する体制を整えるものとする。
- (3) 本委託契約で得られた成果に係る一切の権利は、鹿児島市に帰属するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのないこと及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議の上、発注者の指示に従うものとする。
- (5) 受注者は、提出した成果品の誤り又は訂正事項があった場合は、業務完了後であっても鹿児島市と協議の上、受注者の負担において速やかに訂正し、鹿児島市へ再提出しなければならない。